

会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて

目次

第1部本通達の趣旨	279
第2部株式会社	279
第1 設立	279
1 設立の手續	279
2 設立の登記の手續	281
第2 株式及び新株予約権	284
1 発行可能株式総数	284
2 株式の内容	284
3 募集株式の発行等	287
4 株式の消却及び併合等	292
5 株式に関するその他の改正	293
6 新株予約権	294
第3 機関	299
1 機関設計の柔軟化	299
2 株主総会及び種類株主総会	300
3 取締役及び代表取締役	301
4 取締役会	303
5 特別取締役による議決の定め	304
6 会計参与	305
7 監査役	306
8 監査役会	307
9 会計監査人	308
10 委員会及び執行役	309
11 役員等の損害賠償責任	311
第4 計算等	312
1 計算書類の公告	312
2 資本金の額	312
3 剰余金の配当等	314
第5 解散及び清算	315
1 解散	315
2 清算	315
3 清算の結了	317
第3部有限会社	317
第1 旧有限会社の存続	317
第2 株式会社に関する会社法の規定の特則	317
1 特例有限会社の特則	317
2 特例有限会社の登記の手續の特則	318
第3 商号変更による通常の株式会社への移行	319
1 移行の手續	319
2 移行の登記の手續	319
第4部持分会社	320
第1 合同会社の制度の創設	320
第2 設立	320
1 設立の手續	320
2 設立の登記の手續	320
第3 社員の加入及び退社	322
1 社員の加入及び退社の手續	322
2 社員に関する登記の手續	322
第4 計算等	323
1 合同会社の設立時の資本金の額	323
2 合同会社の資本金の額の増加	323
3 合同会社の資本金の額の減少	324
第5 持分会社の種類の変更	325
1 種類の変更の手續	325
2 種類の変更の登記の手續	325
第6 解散及び清算	326
1 解散	326
2 清算	326
3 清算の結了	327
第5部組織再編	327

第1 組織変更	327
1 組織変更の手續	327
2 組織変更の登記の手續	328
第2 合併	330
1 合併の手續	330
2 合併の登記の手續	333
第3 会社分割	335
1 会社分割の手續	335
2 会社分割の登記の手續	339
第4 株式交換	340
1 株式交換の手續	340
2 株式交換の登記の手續	341
第5 株式移転	342
1 株式移転の手續	342
2 株式移転の登記の手續	343
第6部外国会社	343
第1 外国会社に関する改正	343
1 日本における代表者の住所	343
2 擬似外国会社	343
第2 外国会社の登記に関する改正	345
1 外国会社の登記	345
2 外国会社の支配人の登記	345
第7部商業登記に関するその他の改正	345
第1 類似商号規制の廃止等	345
1 類似商号規制の廃止	345
2 商号の仮登記制度の廃止	345
3 同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止	345
第2 会社の目的の具体性	345
第3 本店移転の登記等	346
1 本店移転の登記	346
2 管轄転属の場合の措置に関する改正	346
第4 支配人の登記	346
1 管轄登記所等	346
2 登録免許税額	346
3 営業所を移転した場合の支配人の登記の取扱い	346
4 一部事項証明書	346
第5 後見人の登記	346
1 後見人の登記の手續に関する改正	346
2 後見人である法人の代表者による印鑑の提出	347
第6 登記の囑託	347
1 裁判により登記の囑託をすべき場合	347
2 支店の所在地の登記所に対する登記の囑託	347
第8部経過措置	347
第1 株式会社に関する経過措置	347
1 旧株式会社の施行日以後の取扱い	347
2 旧株式会社の登記の施行日以後の取扱い	348
3 経過措置	350
第2 特例有限会社に関する経過措置	350
1 旧有限会社の施行日以後の取扱い	350
2 旧有限会社の登記の施行日以後の取扱い	350
3 経過措置	351
第3 合名会社及び合資会社に関する経過措置	351
1 旧合名会社等の施行日以後の取扱い	351
2 旧合名会社等の登記の施行日以後の取扱い	351
3 経過措置	352
第4 外国会社に関する経過措置	352
1 旧外国会社の施行日以後の取扱い	352
2 旧外国会社の登記の施行日以後の取扱い	352
第5 支配人に関する経過措置	352